

令和6年能登半島地震に係る被災代替償却資産特例申告書

令和 年 月 日

(宛先) 射水市長

(申告者) 住所又は所在地 〒

(フリガナ)
氏名又は名称

電 話 — —

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けるため、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
被災償却資産			

※ 代替償却資産：令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいう。
被災償却資産：令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額 (円)
建物附属設備 構築物		
機械及び装置		
船舶		
航空機		
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品		
合計		

特例の適用条件

令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した償却資産の特例の適用条件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
 - (2) 被災償却資産の所有者に相続が生じたときの相続人等
 - (3) 被災償却資産の所有者が法人である場合、当該法人に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等
- ※ 被災償却資産の所有者とは、令和6年1月1日現在の所有者をいいます。（震災時に償却資産を自己所有しておらず、震災後に新たに償却資産を取得された場合は、対象とはなりません。）

2 代替償却資産の要件

- (1) 被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれの要件にも該当すること
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの（中古取得を含む）
 - ・代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと
- (2) 被災償却資産を復旧し、又は補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

3 取得期限

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

4 特例対象範囲

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法第349条の3に規定する課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

5 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の1月31日（償却資産申告書と併せてご提出ください。）

添付書類

- (1) 代替償却資産対照表
 - (2) 被災償却資産が令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した旨を証する書類（罹災届出証明書（写）又は被災届出証明書（写）、被災状況写真、廃棄証明書（写）、見積書・領収書（写）等）
 - (3) 被災償却資産が所在したことを証する書類（被災償却資産が所在した市町村が発行する「令和5年度償却資産種類別明細書（写）」等）
 - (4) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（除却等を行った年度の「償却資産申告書（写）」、「種類別明細書（減少資産用）（写）」等）
※(3)及び(4)については、射水市で被災した償却資産について射水市でその代替償却資産を取得する方は不要。
 - (5) その他
代替償却資産の取得者が被災償却資産の所有者と異なる場合、関係を証する書類
 - ・相続人の場合：戸籍謄本（写）等
 - ・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合：法人登記簿謄本（写）等
- ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

提出先

〒939-0294

射水市新開発 410 番地 10 本庁舎 2 階

課税課 資産税係

電話 0766-51-6619